

「大垣市立東小学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月1日策定

平成28年4月1日改訂

平成29年4月1日改訂

平成30年4月1日改訂

平成31年4月1日改訂

大垣市立東小学校は、「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止等のための基本的な方針」「重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、いじめ防止に向け実施すべき施策を次のように定めます。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第1章第2条）

(2) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長や人格形成に多大な影響を与える。時には、生命や身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。いじめを単なる仲間間のトラブルと軽く考えることなく、人権にかかわる問題としてとらえる。

(3) 学校としての構え

- ①いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうる問題であり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるという認識をもつ。
- ②いじめは人間として絶対に許されないという認識を一人一人がもち、いじめを許さない校風を創り出す。
- ③いじめ防止のため、教職員や仲間との信頼関係を構築し、規律ある授業づくりや集団づくりをする。
- ④いじめの未然防止・早期発見に努め、事実を明らかにし、毅然とした対応と粘り強い指導を継続する。
- ⑤地域や関係機関と連携に努め、必要に応じて専門家の協力を求める。

2 いじめ未然防止のための取組

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ①「分かった・できた」という達成感を味わえる授業づくりに努める。
- ②仲間のよさを認め合い、望ましい人間関係を築く学級経営の充実を図る。
- ③「学級・学校に居場所がある」と感じられるような心の成長を助ける教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にす指導（豊かな心）

- ①特別の教科 道徳の内容項目
 - A [善悪の判断、自律、自由と責任]
 - B [親切、思いやり] [友情、信頼] [相互理解、寛容]
 - C [公正、公平、社会正義] [よりよい学校生活、集団生活の充実]

D〔生命の尊さ〕

- ②地域でのボランティア活動や各学年で実施する体験活動等を通して、豊かな情操と道徳心を培い、子ども自らが人間関係を構築する能力を養う。
- ③「東小ぼかぼか宣言」「東小インターネット宣言」「東小あんぜん宣言」を核とした児童会活動を展開し、いじめのない学校づくりに努める。

(3) すべての教育活動を通じた指導（自己有用感・自己肯定感を高める取組）

- ①児童のよさを価値付ける場面をできるだけ多く設定し、自己肯定感を高める。
- ②子ども同士が友だちのよさを見つけ合い、児童の信頼関係を構築する。
- ③自分の生き方を見つめ、将来について考えることを通して、自己決定を支援する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策推進

- ①携帯電話やスマートフォン等の使用について、児童と保護者への啓発を繰り返し実施する。

3 いじめ未然防止・対策委員会の設置（いじめ防止対策推進法第22条）

いじめ未然防止、早期発見、早期対応を実効的かつ組織的に行うため、次の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

【委員会のメンバー】

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・教育相談担当（スクールカウンセラー）・ほほえみ相談員・関係職員・PTA代表・PTA母親代表・学校評議員・保護司・主任児童委員等（必要に応じて大垣市教育委員会・大垣市いじめ等スクールサポートチーム等）

4 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

| 月 | 取組内容 |
|-----|--|
| 4月 | ・いじめ防止基本方針をHPに掲載しPTA総会で説明 ・「東小ぼかぼか宣言」「東小インターネット宣言」「東小あんぜん宣言」の取組 ・スクールカウンセラーの紹介 |
| 5月 | ・学校評議員会で方針の説明 ・家庭訪問の実施 ・教育相談（随時） ・第1回いじめ未然防止・対策委員会実施 |
| 6月 | ・第1回ぼかぼかアンケート調査 ・教育相談週間 |
| 7月 | ・ネットいじめについて児童への啓発 ・フリー懇談 ・第1回県いじめ調査 |
| 8月 | ・職員研修（いじめ防止・教育相談等） |
| 9月 | ・教育相談（随時） |
| 10月 | ・第2回ぼかぼかアンケート調査 ・教育相談週間 |
| 11月 | ・第3回ぼかぼかアンケート調査 ・教育相談（随時） ・ひびきあい活動 |
| 12月 | ・ひびきあい集会 ・個人懇談 ・学校評価アンケート実施 ・第2回県いじめ調査 |
| 1月 | ・第2回いじめ未然防止・対策委員会の実施（取組の評価と次年度への改善点） ・教育相談（随時） |
| 2月 | ・第4回ぼかぼかアンケート調査 ・教育相談週間 ・学校評価委員会での評価 |
| 3月 | ・次年度に向けた取組を公表 |

※校内関係者会議、及び各事案の連絡連携会議は適時実施する。

5 いじめ問題発生時の対処

- (1) いじめの被害者の立場を尊重し、詳細な事実確認を行う。
- (2) いじめの問題に対して、学年や全校等、組織的に対応する。
- (3) いじめの指導状況を大垣市教育委員会に随時報告し、連携した指導に努める。
- (4) 事実に基づき、いじめた児童への指導と保護者への説明を行う。
- (5) いじめた児童には、被害者の苦しみを理解させ、反省と謝罪をさせる。
- (6) いじめが傷害や恐喝など悪質な場合は、被害者の保護者と相談の上、警察等に届ける。
- (7) 必要に応じて、学級内や学年で集会を行い、全体指導を図る。
- (8) いじめの指導が終わった後も、以下の【いじめの「解消」の定義】に沿って本人を見守り、保護者との継続的な連絡を行う。また、いじめた児童へも継続的な指導に努め、再発防止を図る。

【いじめの「解消」の定義】

- ① 「いじめの解消」とは、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）であるため、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
 - ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- (9) 必要に応じ、大垣市教育委員会や教育総合研究所及び大垣市いじめ等スクールサポートチーム等の協力を求めて指導にあたる。

6 「重大事態」と判断した場合の対応

「本人保護者の申し立て」「生命・心身又は財産に重大な被害がある場合」「いじめによる長期欠席」のときは、次のような対応をする。

- ①大垣市教育委員会に速やかに報告を入れる。
- ②教育委員会の指導の下、「いじめ未然防止・対策委員会」が中心となって、事実関係を調査し明らかにする。または「大垣市いじめ等スクールサポートチーム」による調査を行う。
- ③調査結果を教育委員会に報告するとともに、関係者の個人情報に配慮しながら、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して説明を行う。
- ④調査結果や教育委員会からの助言をもとに、いじめを受けた児童生徒への支援を行うとともに、保護者とも連携して心のケアに努める。いじめた児童生徒に対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い、改めるための指導を行う。
- ⑤児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ⑥市長が必要であると認める場合は、「大垣市いじめによる重大事態再調査委員会」による再調査を行い、再発防止及び今後の対応を共通理解する。

7 学校評価における留意事項

学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- (1) いじめの未然防止・早期発見の取組に関すること
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること